

案件 1 地方分権改革の推進に向けた取組について

地方分権改革の流れ（抜粋）

国の動き	高槻市の対応	
<p>H21.11 地域主権戦略会議発足</p> <p>H21.12 地方分権改革推進計画閣議決定</p> <p>H22.6 地域主権戦略大綱閣議決定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">H23.4 第1次一括法 成立</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">H23.8 第2次一括法 成立</div> <p>H23.11 「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」閣議決定</p> <p>H25.3 地方分権推進本部発足</p> <p>H25.3 「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」閣議決定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">H25.6 第3次一括法 成立</div> <p>H25.12 「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」閣議決定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">H26.5 第4次一括法 成立</div> <p>H27.1 「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">H27.6 第5次一括法 成立</div> <p>H27.12 「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">H28.5 第6次一括法 成立</div> <p>H28.12 「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">H29.4 第7次一括法 成立</div> <p>H29.12 「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">H30.6 第8次一括法 成立</div> <p>H30.12 「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">R1.5 第9次一括法 成立</div> <p>R1.12 「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">R2.6 第10次一括法 成立</div> <p>R2.12 「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">R3.5 第11次一括法 成立</div> <p>R3.12 「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">R4.5 第12次一括法 成立</div> <p>R4.12 「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定</p>	<p>H22.4特別委員会開催</p> <p>H23.2特別委員会開催</p> <p>H24.2特別委員会開催</p> <p>H25.2特別委員会開催</p> <p>H25.8特別委員会開催</p> <p>H26.4特別委員会開催</p> <p>H26.7特別委員会開催</p> <p>H27.8特別委員会開催</p> <p>H28.2特別委員会開催</p> <p>H28.8特別委員会開催</p> <p>H30.2特別委員会開催</p> <p>H31.1特別委員会開催</p> <p>R2.1特別委員会開催</p> <p>R3.1特別委員会開催</p> <p>R4.2特別委員会開催</p> <p>R5.2特別委員会開催</p>	<p>一 括 法 （ 第 1 次 ～ 第 12 次 ） へ の 対 応 （ 権 限 移 譲 体 制 整 備 ・ 条 例 整 備 等 ）</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">R5.6 第13次一括法 成立</div> <p>R5.12 「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定</p>	<p>R6.1特別委員会開催</p>	<p>へ 第 の 13 次 対 応 一 括 法</p>

(1) 第13次地方分権一括法での法改正に係るもの

※本表は、本市に影響がある事項について、法ごとに改正概要や施行日、条例改正の要否などをまとめたものである

※法のほかに関係政令・府省令があわせて改正されている

No.	被改正法律	改正概要	権限		施行日	経過措置 期限	条例 改正等	対応状況等	所管部署
			改正前	改正後					
1	災害対策基本法	罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において、固定資産課税台帳等の情報の利用を可能とする。	—	—	R5.6.16	—	不要	国からの、法改正に伴う固定資産課税台帳に関する情報の取り扱い等の通知を受け、罹災証明交付申請書の様式の一部変更を行っている。	資産税課
2	交通安全対策基本法	市町村交通安全計画及び市町村交通安全実施計画の作成に係る努力義務規定を「できる」規定化する。	—	—	R5.6.16	—	不要	既に、「高槻市総合交通戦略」や「たかつき自転車まちづくり向上計画」及び「たかつき自転車まちづくり実行計画」を策定し対応している。	管理課
3	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	指定都市等における認定こども園の認定又は認可に係る都道府県への事前協議を事前通知に見直す。	—	—	R5.9.16	—	不要 (※)	今後認定こども園の認定又は認可申請を受理した際は、改正後法令に則った対応を行う。 (※)改正以外の箇所、引用する同法の条項に移動があった2条例を改正した。	保育幼稚園指導課
4	住民基本台帳法	住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、本人確認情報の提供を受けることができる事務に所有者不明土地法等(※7法律)に基づく事務を追加する。	—	—	R5.9.16	—	不要	各所管所属において、必要に応じて対応を検討していく。	都市づくり推進課 農林緑政課 農業委員会事務局 資源循環推進課
5	戸籍法	戸籍証明書等の広域交付について、公用請求を行う市町村による利用を可能とする。	—	—	R6.3.1	—	不要	戸籍情報連携システムを利用して戸籍情報を取得できるようシステム改修を行った。	市民課

No.	被改正法律	改正概要	権限		施行日	経過措置 期限	条例 改正等	対応状況等	所管部署
			改正前	改正後					
6	建築基準法	建築確認等を行う建築主事等について、資格者検定の受検時に必要な実務経験を登録までに習得すれば良いこととするとともに、小規模な建築物に係る建築確認等のみを行う建築副主事等として、資格者検定に合格した二級建築士等で一定の実務経験を習得した者からの任命を可能とする。	—	—	R6.4.1	—	要	高槻市手数料条例及び高槻市建築基準法施行細則において、「建築主事」を「建築主事等」に改正する。	審査指導課

第13次地方分権一括法中、本市対象外は以下のとおり

・地方独立行政法人法

※7法律

- ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法
- ・森林法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・不動産登記法
- ・表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律
- ・農地法
- ・農地中間管理事業の推進に関する法律
- ・森林経営管理法

(2) 個別法の改正に係るもの

※本表は、本市に影響がある事項について、法ごとに改正概要や施行日、条例改正の要否などをまとめたものである

※法のほかに関係政令・府省令があわせて改正されている

No.	被改正法律	改正概要	権限		施行日	経過措置 期限	条例 改正等	対応状況等	所管部署
			改正前	改正後					
1	地方自治法	会計年度任用職員の、勤労手当支給を可能とする。	-	-	R6.4.1	-	要	現在、令和6年度からの支給に向けて検討、調整を行っている。	人事企画室
2	介護保険法	(1)介護予防支援の実施に係る指定の申請について、地域包括支援センターの設置者に加えて指定居宅介護支援事業者も行うことができるものとする。 (2)地域包括支援センターの設置者は、指定居宅介護支援事業者等に総合相談支援事業の一部を委託することができるものとする。	-	-	R6.4.1	-	要	基準省令の改正に準じ、高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例の改正を行い、適切に事務を執行する。	福祉相談支援課 福祉指導課
3	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	「地域公共交通利便増進実施事業」の拡充等の軽微な変更に関する規定の追加を含む改正。	-	-	R5.10.1	-	不要	本市の地域公共交通協議会において必要に応じて拡充された事業実施等の対応を検討していく。	都市づくり推進課

個別法改正事項中、本市対象外は以下のとおり

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法(都道府県事務)

(3) 法改正を伴わず改正する政令・府省令に係るもの

※本表は、本市に影響がある事項について、政令・府省令ごとに改正概要や施行日、条例改正の要否などをまとめたものである

No.	被改正 政令・府省令	改正概要	権限		施行日	経過措置 期限	条例 改正等	対応状況等	所管部署
			改正前	改正後					
1	国民健康保険法施行規則	生活保護の受給を開始したことにより被保険者の資格を喪失した者について、国民健康保険法施行規則第13条第1項の規定に基づき届け出られるべき事項を公簿等により確認することができた場合においては、資格喪失の届出を省略させることできることとする。	—	—	R5.1.20	—	不要	改正後の省令に基づき対応している。	国民健康保険課

政令・府省令改正事項中、本市対象外は以下のとおり

- ・学校教育法施行令及び学校教育法施行規則(都道府県事務)
- ・電気工事士法施行規則(都道府県事務)
- ・自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法を定める命令(都道府県事務)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）（第13次地方分権一括法）の概要

内閣府地方分権改革推進室

令和5年6月13日成立
令和5年6月16日公布

基本的考え方

◆ 平成26年から、地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入

◆ 「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）を踏まえ、関係法律の整備を行うもの

※ 対応方針（抜粋）：「法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和5年通常国会に提出することを基本とする。」

主な経緯等

平成25年

3月 地方分権改革推進本部（本部長：内閣総理大臣）発足

平成26年

4月 地方分権改革に関する提案募集の実施方針 決定
（以後、第5次～第12次 一括法成立）

令和4年

7月中旬 提案団体からのヒアリング

8月上旬 関係府省からの1次ヒアリング

10月中旬 関係府省からの2次ヒアリング

11月11日 地方分権改革有識者会議「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針案」了承

12月20日 地方分権改革推進本部において、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」決定

“ 同方針を閣議決定

令和5年

3月3日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」閣議決定

6月13日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」可決・成立

6月16日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」

（令和5年法律第58号）公布

法改正事項の概要

地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等

① 罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において、被災者の住家に関する情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部利用可能に

（災害対策基本法）

② 市町村交通安全計画及び市町村交通安全実施計画の作成に係る努力義務規定を「できる」規定に見直し

（交通安全対策基本法）

③ 指定都市等における認定こども園の認定又は認可に係る都道府県への事前協議を事前通知に見直し

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）

④ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、森林法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（他5法律*）に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能に

※不動産登記法、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律、農地法、農地中間管理事業の推進に関する法律及び森林経営管理法

（住民基本台帳法）

⑤ 公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価について、廃止（中期計画に適正な業務運営のための指標を追加）

（地方独立行政法人法）

⑥ 戸籍証明書等の広域交付について、公用請求を行う市町村による利用を可能に

（戸籍法）

⑦ 建築確認等を行う建築主事等について、資格者検定の受検時に必要な実務経験を登録までに習得すれば良いこととするとともに、小規模な建築物に係る建築確認等のみを行う建築副主事等として、資格者検定に合格した二級建築士等で一定の実務経験を習得した者からの任命を可能に

（建築基準法）

改正法律一覧（7法律）

地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等(7法律)

〔災害対策基本法〕

- ・ 罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において、被災者の住家に関する情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部利用可能に

〔交通安全対策基本法〕

- ・ 市町村交通安全計画及び市町村交通安全実施計画の作成に係る努力義務規定を「できる」規定に見直し

〔就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律〕

- ・ 指定都市等における認定こども園の認定又は認可に係る都道府県への事前協議を事前通知に見直し

〔住民基本台帳法〕

- ・ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、森林法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(他5法律*)に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能に

※不動産登記法、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律、農地法、農地中間管理事業の推進に関する法律及び森林経営管理法

〔地方独立行政法人法〕

- ・ 公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価について、廃止(中期計画に適正な業務運営のための指標を追加)

〔戸籍法〕

- ・ 戸籍証明書等の広域交付について、公用請求を行う市町村による利用を可能に

〔建築基準法〕

- ・ 建築確認等を行う建築主事等について、資格者検定の受検時に必要な実務経験を登録までに習得すれば良いこととするとともに、小規模な建築物に係る建築確認等のみを行う建築副主事等として、資格者検定に合格した二級建築士等で一定の実務経験を習得した者からの任命を可能に

施行期日

(1) 直ちに施行できるもの → 公布の日(令和5年6月16日)

(2) (1)により難しい場合 → (1)以外の個別に定める日